

平成 19 年 12 月 17 日

「ゆうちょ銀行のクレジットカード業務, 変額個人年金保険等生命保険募集業務及び住宅ローン等の代理業務に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について」にかかる意見

農林中央金庫

ゆうちょ銀行が新規業務に参入するに当たっては、「規模の縮小」, 「公正な競争条件の確保」を大前提としたうえで, 前回の新規業務参入に対する意見として, 「実施計画で示された新規業務全般に関する個別のスケジュールを明確にし, 時間軸を踏まえたその影響度合いを見極めることが重要」である旨の意見を申し上げているところであるが, こうした意見が反映されないまま, 新たな個別の新規業務参入に関する認可申請がなされたことは甚だ遺憾である。

これまでも, ①与信業務への参入については, オーバーバンキングの状況下, 国営時代に築いた巨大な規模によるスケールメリットを持つゆうちょ銀行が参入すれば, 地域金融機関や地域経済に大きな影響を及ぼすこと, ②クレジットカード業務も含め, 個人に対するサービス機能の充実については, 巨大な国営企業が民営企業となる間の過程で担うべき機能であるのかどうかを再考いただきたいこと等について, 意見として申し上げてきているところである。

そうした観点からすると, 今回認可申請がなされた新規業務のうち, クレジットカード会員(個人)向け貸付け等は正に上記の問題を惹起するものであり, また, 住宅ローン等の代理業務についても, それ自体は他の金融機関の商品の仲介ではあるものの, 「規模の縮小」, 「公正な競争条件の確保」という前提条件が整備されないまま, そこで培われたノウハウをもって, ゆうちょ銀行自身が住宅ローン本体に参入することになるのであれば同じく問題である。

今回の新規業務にかかる調査審議に当たっては, 以上のような意見を十分に踏まえたうえで検討を行っていただきたい。

以 上